

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年7月5日(2012.7.5)

【公開番号】特開2011-97594(P2011-97594A)

【公開日】平成23年5月12日(2011.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2011-019

【出願番号】特願2010-248304(P2010-248304)

【国際特許分類】

H 04 L 9/32 (2006.01)

H 04 L 9/08 (2006.01)

H 04 W 84/10 (2009.01)

H 04 W 12/06 (2009.01)

【F I】

H 04 L 9/00 6 7 5 A

H 04 L 9/00 6 0 1 C

H 04 Q 7/00 6 2 9

H 04 Q 7/00 1 8 3

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月18日(2012.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一つのデバイスと通信し、該デバイスからアプリケーションへのアクセス要求を受信するように構成されるインターフェースと；

裁定要素と；

を有し、前記裁定要素が、

- ・ 要求デバイスからの、前記インターフェースを介して通信することの要求に応答して、前記要求デバイスが前記アプリケーションにアクセスする前に、前記要求デバイスが前記アプリケーションにアクセス可能であるか否かを決定することと；

- ・ 格納している信頼性情報にアクセスすることと；

- ・ 前記インターフェースから、前記要求デバイスから送信され前記要求デバイスを識別する表示子を受信することと；

- ・ 前記要求デバイスが信頼性情報を格納している場合は、前記要求デバイスに対する認可処理なしで前記アプリケーションへのアクセスを許可することと；

- ・ 前記要求デバイスが信頼性情報を格納していない場合は、前記アプリケーションへのアクセスを許可する前に、前記要求デバイスに対する認可処理を要求することと；

を実行するように構成される、装置。

【請求項2】

前記裁定要素は、前記要求デバイスから送信され、該要求デバイス及び前記アプリケーションを識別する表示子を受信するように構成される、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

複数のアプリケーションを具備する請求項1に記載の装置であって、

前記裁定要素は、複数の副裁定要素を有し、

前記複数のアプリケーションの各々は、前記複数の副裁定要素のいずれかに組み合せら

れる、
装置。

【請求項 4】

前記複数の副裁定要素の間には階層構造が設けられ、
前記階層構造の最下層に位置する第一の副裁定要素は、少なくとも第二の副裁定要素へのアクセスを提供すると共に、第3の副裁定要素及びアプリケーションの片方または両方へのアクセスを提供し、

各アプリケーションへのアクセスは、前記第一の副裁定要素及び前記アプリケーションに組み合わされた副裁定要素を含む、一つ以上の副裁定要素によって提供され、

各副裁定要素は、組み合せられるアプリケーションのいずれかへのアクセスを要求する要求デバイスによってアクセス可能であり、ここで前記要求デバイスが予め認可されることは不要であり、各裁定要素は、前記要求デバイスによる前記組み合せられるアプリケーションへのアクセスが許可されるか拒否されるかを前記第二の副裁定要素を用いて裁定するように構成され、

前記要求デバイスが信頼性情報を格納している場合は、いかなる装置ユーザ認可処理も必要なく、信頼性情報を格納していない場合は、装置ユーザ認可処理を要求する、請求項3に記載の装置。

【請求項 5】

様々なデバイスの信頼性情報を格納するデバイスデータベースを有する、請求項1に記載の装置。

【請求項 6】

無線通信機を有する携帯型の装置であり、前記ユーザインターフェースはディスプレイ及びユーザ入力装置を備える、請求項1に記載の装置。

【請求項 7】

前記裁定要素は、前記アプリケーション及び少なくとも第二のアプリケーションに関連付けられる、格納された安全性情報にアクセスするように構成されると共に、前記要求デバイスが信頼性情報を格納していない場合には、前記アプリケーションへのアクセスを許可する前に、前記格納された安全性情報に応じて、装置ユーザ認可処理を要求するように構成され、

ここで、前記アプリケーションに関連付けられる前記格納された安全性情報は、信頼されていないデバイスに前記アプリケーションへのアクセスを許可する前に、装置ユーザ認可処理を要することを示す、

請求項1に記載の装置。

【請求項 8】

前記アプリケーションに関連付けられる前記格納された安全性情報は、前記要求デバイスの識別情報とは独立に、裁定処理の間にユーザ認可処理が必要かどうかを示す、請求項7に記載の装置。

【請求項 9】

前記裁定要素は、前記要求デバイスから送信され、該要求デバイス及び前記アプリケーションを識別する表示子を受信するように構成される、請求項7に記載の装置。

【請求項 10】

複数のアプリケーションを具備する請求項7に記載の装置であって、
前記裁定要素は、複数の副裁定要素を有し、

前記複数のアプリケーションの各々は、前記複数の副裁定要素のいずれかに組み合せられる、

装置。

【請求項 11】

前記複数の副裁定要素の間には階層構造が設けられ、
前記階層構造の最下層に位置する第一の副裁定要素は、少なくとも第二の副裁定要素へのアクセスを提供すると共に、第3の副裁定要素及びアプリケーションの片方または両方

へのアクセスを提供し、

各アプリケーションへのアクセスは、前記第一の副裁定要素及び前記アプリケーションに組み合わされた副裁定要素を含む、一つ以上の副裁定要素によって提供され、

各副裁定要素は、組み合せられるアプリケーションのいずれかへのアクセスを要求する要求デバイスによってアクセス可能であり、ここで前記要求デバイスが予め認可されることは不要であり、各裁定要素は、前記要求デバイスによる前記組み合せられるアプリケーションへのアクセスが許可されるか拒否されるかを前記第二の副裁定要素を用いて裁定するように構成され、

前記要求デバイスが信頼性情報を格納している場合は、いかなる装置ユーザ認可処理も必要なく、信頼性情報を格納していない場合は、前記要求されるアプリケーションに関連付けられた、格納された安全性情報に応じて、装置ユーザ認可処理を必要とする、請求項10に記載の装置。

【請求項12】

様々なデバイスの信頼性情報を格納するデバイスデータベースを有する、請求項7に記載の装置。

【請求項13】

前記アプリケーション及び少なくとも第二のアプリケーションに関連付けられる、前記安全性情報を格納するサービスデータベースを有する、請求項7に記載の装置。

【請求項14】

無線通信機を有する携帯型の装置であり、前記ユーザインターフェースはディスプレイ及びユーザ入力装置を備える、請求項7に記載の装置。

【請求項15】

電子機器によって、少なくとも一つの信頼性情報を少なくとも一つの他のデバイスに関連づけて格納することと；

前記電子機器によって、インターフェースから、要求デバイスから送信され前記要求デバイスを識別する表示子を受信することと；

前記電子機器によって、アプリケーションへのアクセスが確立される前に、前記要求デバイスが前記アプリケーションにアクセスできるか否かを決定すること、ただし前記決定することは、前記要求デバイスに関連付けられた、格納された信頼性情報があるかどうかを決定することを含む、前記決定することと；

前記要求デバイスに関連して格納された信頼性情報が提示されることに基づいて、前記要求デバイスに対して認可処理なしで前記アプリケーションへのアクセスを許可すること、および、前記要求デバイスに関連して格納された信頼性情報が提示されないことにに基づいて、前記アプリケーションへのアクセスを許可する前に前記デバイスに対する認可処理を要求することの、いずれか一方を実行することと；
を含む、方法。

【請求項16】

前記要求デバイスから送信される前記表示子は、前記アプリケーションをさらに識別する、請求項15に記載の方法。

【請求項17】

前記電子機器によって、前記アプリケーション及び少なくとも第二のアプリケーションに関連付けられる安全性情報を格納すること、ただし前記第二のアプリケーションに関連付けられる前記安全性情報は、信頼されていないデバイスが前記第二のアプリケーションにアクセスするために電子機器ユーザ認可処理を必要としないことを示す、前記格納することと；

信頼されていないデバイスに前記アプリケーションのアクセスを許可する前に、電子機器ユーザ認可処理が必要であることを決定することと；

を含み、前記実行することは、前記要求デバイスに関連付けられる、格納された信頼性情報が存在しないことにに基づいて、前記アプリケーションへのアクセス奏曲する前に、電子機器ユーザ認可処理を要求することと；前記決定に基づいて、信頼されていないデバイス

に、前記アプリケーションへのアクセスを許可する前に電子機器ユーザ認可処理を要求することと；を含む、請求項15に記載の方法。

【請求項18】

前記裁定要素は、前記要求デバイスが信頼性情報を格納していない場合は、前記アプリケーションへのアクセスを許可する前に認可処理を実行するように構成される、請求項1に記載の装置。

【請求項19】

少なくとも一つのコントローラと、少なくとも一つのメモリとを備える装置であって、前記メモリは機械実行可能命令を格納し、前記少なくとも一つのメモリ及び前記格納された命令並びに前記少なくとも一つのコントローラは、前記装置に、

要求デバイスからの、前記インターフェースを介して通信することの要求に応答して、前記要求デバイスが前記アプリケーションにアクセスする前に、前記要求デバイスが前記アプリケーションにアクセス可能であるか否かを決定することと；

格納している信頼性情報にアクセスすることと；

前記インターフェースから、前記要求デバイスから送信され前記要求デバイスを識別する表示子を受信することと；

格納されている信頼性情報が前記要求デバイスに関連付けられている場合は、前記要求デバイスに対する認可処理なしで前記アプリケーションへのアクセスを許可することと；

格納されている信頼性情報のいずれもが前記要求デバイスに関連付けられていない場合は、前記アプリケーションへのアクセスを許可する前に、前記要求デバイスに対する認可処理を要求することと；

を実行させる、装置。

【請求項20】

前記少なくとも一つのメモリ及び前記格納された命令並びに前記少なくとも一つのコントローラは、前記装置に、

前記要求デバイスから送信され、該要求デバイス及び前記アプリケーションを識別する表示子を受信させる、請求項19に記載の装置。

【請求項21】

前記裁定要素は、前記インターフェースを通じて信頼されていないデバイスから届いた、第二のアプリケーションへのアクセスを要求する要求に応答して、また、前記第二のアプリケーションに関連付けられる格納された安全性情報に基づいて、信頼されていないデバイスに前記第二のアプリケーションへのアクセスを許可するために、装置ユーザ認可処理が必要ないことを決定するように構成され、

また前記裁定要素は、前記信頼されていないデバイスに前記第二のアプリケーションへのアクセスを許可するために、装置ユーザ認可処理が必要ないことの決定に基づいて、前記信頼されていないデバイスに前記第二のアプリケーションへのアクセスを許可するように構成される、

請求項8に記載の装置。

【請求項22】

前記インターフェースを通じて信頼されていないデバイスから届いた、第二のアプリケーションへのアクセスを要求する要求に応答して、また、前記第二のアプリケーションに関連付けられる格納された安全性情報に基づいて、信頼されていないデバイスに前記第二のアプリケーションへのアクセスを許可するために、装置ユーザ認可処理が必要ないことを決定することと；

前記信頼されていないデバイスに前記第二のアプリケーションへのアクセスを許可するために、装置ユーザ認可処理が必要ないことの決定に基づいて、前記信頼されていないデバイスに前記第二のアプリケーションへのアクセスを許可することと；

を含む、請求項17に記載の方法。

【請求項23】

少なくとも一つの信頼性情報を格納することは、少なくとも一つの信頼性情報を前記要

求デバイスに関連づけて格納することを含み；

前記実行することは、前記要求デバイスに関連付けられる、格納された信頼性情報の提示に基づいて、前記要求デバイスの認可処理を要することなく前記アプリケーションへのアクセスを許可することを含む；

請求項 1 5 に記載の方法。

【請求項 2 4】

前記実行することは、前記要求デバイスに関連付けられる、格納された信頼性情報が存在しないことに基づいて、前記アプリケーションへのアクセスを許可する前に、前記要求デバイスの認可処理を要求することを含む、請求項 1 5 に記載の方法。